

川崎市文化芸術活動応援事業（会場使用料等助成）Q & A

1 目的

Q 1 文化芸術活動応援事業とは。

A 1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、会場の収容率制限が設けられるなど、公演や展示、上映を実施することが困難な状況にあるなか、文化芸術の公演等を行う主催者に対して、開催を支援するため、公演等を行う際の会場使用料（付帯設備使用料を含む）の2分の1の額（上限あり）を助成する制度です。これにより、市内文化芸術施設の利用促進を図るほか、市民の文化芸術を鑑賞する機会を拡充することも目的とします。

2 対象施設

Q 2 対象施設は、市施設だけですか。

A 2 公立施設のほか、民間のホール、劇場、ライブハウス、ギャラリーも対象です。ただし、登録が必要です（Q 3 参照）。対象施設一覧は、本事業事務局（川崎市文化財団）ホームページで確認してください。一覧は随時更新します。

Q 3 民間施設の登録方法は。

A 3 「助成要件となる民間施設の確認書」（様式第 1 号の 1）及び添付書類を原則として事業の主催者（助成の申請者）を通じて提出してください。審査の上、順次対象施設一覧（文化財団ホームページに掲載）に登録します。申請者への交付決定通知は、当該施設の登録後となります。

既に登録されている民間施設で実施する場合は、上記確認書は不要です。

なお、施設の所有者又は管理者があらかじめ対象施設一覧への登録を希望する場合は、直接、本事業事務局にメール等で提出してください。

Q 4 「助成要件となる民間施設の確認書」で、「一般的に公演又は展示を行う会場と認知され、利用料金が公表」とは具体的にどのようなことですか。

A 4 利用案内や料金について、①インターネットで公表されている、②チラシを不特定多数の人が受け取れる状態になっている、③不特定多数の人が見られる場所に貼り出されているなどのうち、いずれかの状態になっていることをいいます。

3 対象事業

Q 5 無料の公演や展示会でも対象となりますか。

A 5 入場料無料でも広く市民向けに実施する文化芸術公演・展示等であり、会場使用料等の実費負担があれば対象となります。

Q 6 営利目的の文化芸術公演等でも対象となりますか。

A 6 事業内容が募集要項に合致していれば、営利・非営利を問わず対象となります。

Q7 不特定多数の観客を対象としているものとはどのようなものですか。

A7 一般に公開されている催しであることが分かるような案内チラシやホームページなどで事前に周知し、広く一般市民が鑑賞できる公演・展示等を言います。会員制の公演の場合も、会員を広く募集している場合（市民劇場など）は該当しますが、商品購入者などに限定されているものは除きます。

Q8 動画配信をして多くの方に見ていただきますが、会場は無観客です。この場合は対象になりますか。

A8 無観客配信（映像収録）を行った会場使用料も、不特定多数へ配信されていることが確認できれば対象となります。

Q9 有観客で実施する予定でしたが、無観客動画配信（映像収録）に変更した場合は対象になりますか。

A9 不特定多数へ配信されていることが確認できれば対象となります。ただし、事前に変更届（様式第2号）を提出してください。

Q10 ピアノの発表会を一般の方々も来場していただけるようにして開催しています。対象になりますか。

A10 一般に公開されている催しであることが分かるような案内チラシやホームページなどで事前に周知し、教師と生徒さん及びその関係者だけでなく、広く一般市民の方が鑑賞する機会となっている公演の場合は対象となります。

Q11 公開レッスン付のダンスや演劇などのワークショップは対象となりますか。

A11 観客のための公演ではなく、参加者の技術向上等のために実施されるワークショップ、公開レッスン、ダンスパーティなどは対象外です。

Q12 美術展と併せてワークショップを実施する予定です。対象となりますか。

A12 広く市民に鑑賞の機会を提供する展示会の実施に付随して実施されるワークショップの場合は、展示会として会場費助成の対象となります。

Q13 誰でも来場できる絵画の展示即売（販売）会は対象となりますか。

A13 展示物の販売を含む物品販売が目的と認められる展示会は、対象となりません。なお、当該展示会の図録を販売するなど、展示会に一般的に付随すると認められる販売のみを行う場合は、対象となります。

Q14 市内の活動団体として、市又は指定管理者から会場使用料の 2 割減免を適用されています。今回の会場使用料助成を受けることはできますか。

A14 国又は地方公共団体、申請対象施設の管理者から施設の使用料又は設備使用料等について助成や免除、減免を受けているものについては併せて助成を受けることはできません。

Q15 ディナーショーなど飲食を伴う公演は対象となりますか。

A15 食事を伴うものは対象外となりますが、ライブハウスでのワンドリンク制の公演は対象となります。

Q16 既存の映画・映像を使用した上映会は対象事業として認められますか。

A16 第三者の著作権、肖像権、所有権その他の権利を侵害するものでなければ対象となります。

4 対象者

Q17 主催者は川崎市在住でなくてもいいですか。

A17 川崎市に在住・在勤でなくても、市内の施設での公演等の主催者であれば対象となります。

Q18 公演や展示が終了した事業も対象となりますか。

A 18 原則として公演や展示の開始前に申請が必要です。ただし、令和 3 年 4 月 1 日～6 月 15 日(火)に開催する公演については、6 月 30 日(水)(必着)まで申請を受付けます。
※5 月 17 日からの先着順ですので、お早めに申請書を提出してください。

5 助成対象経費

Q19 会場使用料に付帯設備は含まれますか。また、公演当日だけでなく、事前準備・事後の片づけの日の使用料も含まれますか。

A19 公演本番と連続するリハーサルや設営・撤去のための会場使用料や付帯設備使用料、施設に附随する楽屋等の使用料を含みます。

Q20 スタッフの人件費を施設に支払いますが、対象経費に含まれますか。

A20 音響・照明などのテクニカルスタッフ等の人件費やピアノ調律等の役務費・舞台設営等の委託料・電気料等の光熱水費等は、助成対象になりません。

Q21 施設の料金表に掲載されていない付帯設備使用料は助成の対象となりますか。

A21 施設の料金表は、「助成要件となる民間施設の確認書」(様式第 1 号の 1)に添付していただきますが、当該料金表に掲載されていない付帯設備使用料は対象になりません。

6 助成額

Q22 客席 1,000 席以上の施設とは、実施する公演での実際の募集人数ですか。それとも施設の定員ですか。

A22 客席は施設が公開している定員・座席数（可動席を含む）であり、公演ごとに主催者が設定する定員ではありません。

Q23 座席を設置しても、スタンディング用にも使用できる施設の場合は、どちらの基準ですか。

A23 原則として、座席数を基準として上限額を決定します。なお、スタンディングのみの施設の場合は、「客席数の設定のない施設」（上限 20 万円／日）となります。

Q24 期間 10 日間を予定している展示会ですが、上限額はどれになりますか。

A24 最初の 7 日間（1 週目）及び残りの 3 日間（2 週目）、それぞれ上限額は 20 万円となります。

Q25 週末 2 日間だけの展示会を予定しています。対象となりますか。

A25 1 週間未満の展示も対象です。上限額は 1 週当たり 20 万円です（日割りはしません）。

Q26 1 週間連続しての公演ですが、助成は 1 回分とみなされますか。

A26 連続した 1 つの公演は 1 回分として申請することができ、連続 3 日分まで助成を受けることができます。

Q27 期間 3 週間を予定している展示会ですが、対象となりますか。

A27 1 つの展示等で連続 2 週まで、1 週につき最大 20 万円まで助成されます。

Q28 公演が黒字になった場合、助成金は減額されますか。

Q28 黒字を理由に助成金を減額することはありません。

7～9 申込方法、申請受付期間、交付・不交付決定

Q29 申請の流れは

A29 以下の通りです。

- ① 公演・展示会の会場が決定（予約）
- ② 対象施設であるか文化財団ホームページで確認
※未登録の民間施設の場合は、「助成要件となる民間施設の確認書」（様式第 1 号の 1）を提出してください（Q3 参照）。
- ③ 交付申請書（様式第 1 号）、「助成要件となる民間施設の確認書」（様式第 1 号の 1）をホームページよりダウンロードし、添付書類とともにメール又は郵送にて申請

- ④ 交付決定通知書（様式第 6 号）をメール等により受領
- ⑤ 公演・展示の実施
- ⑥ 公演・展示の終了後、実績報告書（様式第 4 号）、振込口座届出書（様式第 5 号）をホームページよりダウンロードし、証拠書類等とともに事務局にメール又は郵送で提出
- ⑦ 交付額確定通知書をメール等により受領（様式第 7 号）
- ⑧ 事務局が口座に助成金を振り込み

10 事業内容の変更・辞退

Q30 申請後に公演・展示の日程や内容が変更になった場合はどうすればいいですか。

A30 変更届（様式第 2 号）にて事前に報告してください。ただし、対象経費が増額となった場合であっても当初交付決定額から増額になる変更は認められません。なお、当日プログラムの一部変更など、軽微な変更は届出の必要はありません。

また、開催日が令和4年4月1日以降に延期になるなど、交付要件を満たさなくなった場合は、変更届ではなく辞退届（様式第 3 号）を提出してください。

Q31 事業費がどのくらい変動したら変更届を提出する必要がありますか。

A31 実績報告時の助成申請金額が、交付決定金額と比べて 30%以上減額することが見込まれる場合は提出してください。交付決定金額の増額はないため、増額時の変更届の提出は不要です。

Q32 新型コロナウイルス感染症拡大により、予定していた公演が中止となりましたが、キャンセル料を支払った場合、助成の対象となりますか。

A32 キャンセル料については、いかなる理由であっても助成の対象となりません。また、リハーサルは実施したものの、本番の公演がキャンセルになった場合も助成の対象となりません。キャンセルになった場合は、辞退届（様式第 3 号）を提出してください。

11 実績報告、助成金の支払い

Q33 領収書の発行者名が、施設名称とは異なる法人名となっているが問題はないですか。

A33 施設を運営する法人名と施設名が異なる場合は、ただし書きや明細書に、使用した施設名を記載してもらってください。

Q34 ふれあいネットで予約した施設で、領収書が発行されないがどうしたらよいですか。

A34 川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）で予約し、口座振替により引き落とされている場合は、次のア又はイのいずれかを添付してください。ただし、口座振替日は翌月となるため、提出方法はこの次の Q&A を参照してください。

ア ふれあいネットの口座振替結果の確認画面を印刷したもの

イ 通帳の写し（通帳名義及び該当の明細部分）

Q35 実績報告書は事業終了後 2 週間以内に提出とあるが、ふれあいネットの口座振替が翌月であり、証拠書類の提出が間に合わないがどうすればよいですか。

A35 口座振替日が事業終了日から 2 週間を超える場合は、実績報告書（様式第 4 号）等の様式及び他の証拠書類・資料を先に提出し、口座振替の証拠書類は振替日以降、速やかに提出してください。交付額確定通知書は、すべての書類の審査後に発送します。

なお、ふれあいネットを通じて利用した施設使用料は、利用した翌月の 24 日（土日祝の場合は翌営業日）に、指定の口座から引き落とされます。口座振替日からふれあいネットの画面に反映されるまでさらに 1 週間ほどかかります。詳細は、「ふれあいネット運用センター」HP 等を参照してください。